

大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を  
改正する条例

大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄